

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 1 月 27 日

パス株式会社

2025年1月27日

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
パス株式会社
代表取締役 高橋 勇造

当社は、2025年2月28日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社三和製作所（以下、「三和製作所」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項7（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

- ・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 株式会社ユニ・ロッドからの借入

当社は、2024年7月26日付で株式会社ユニ・ロッドより、新技術を活用したバイオマス発電による発電事業を展開するにあたり、バイオマス発電施設の建設資金の一部として金330百万円を借入いたしました。

②株式会社ユニ・ロットからの借入（金銭債権）のデット・エクイティ・スワップ

当社は、2024年11月26日開催の取締役会において株式会社ユニ・ロット（以下「ユニ・ロット」といいます。）を割当先とする新株式の発行いたしましたので、本新株式の発行については、株式会社ユニ・ロットからの借入（金銭債権）（デット・エクイティ・スワップによる現物出資の方法によるものです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べる事ができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

パス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社三和製作所（以下「乙」という。）は、2025年1月27日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：パス株式会社

住所：東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社三和製作所

住所：横浜市港北区綱島東六丁目12番34号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、1,201.9を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,201.9株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

（資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

（効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年2月28日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

（株式交換契約承認株主総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つそれぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。)を行わないものとする。

(自己株式の処理)

第 9 条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役の過半数の決定により、基準時において所有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を基準時において消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第 10 条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内には是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 11 条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第 6 条第 1 項ただし書に定める甲の株主総会における承認(ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合に限り。)若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会における承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 13 条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025年1月27日

東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号
パス株式会社
代表取締役 高橋 勇造

横浜市港北区綱島東六丁目12番34号
株式会社三和製作所
代表取締役 齋藤 雄一郎

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	三和製作所 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	1,201.9
株式交換により発行する新株式	当社普通株式：961,520株（予定）	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率

三和製作所の普通株式1株に対して、当社の普通株式1,201.9株を割当て交付いたします。また、本株式交換により交付する当社の普通株式の数は961,520株となる予定です。

なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

2. 株式交換比率は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎

- ① TFAは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2025年1月26日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるといった問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値から最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	104 ～ 115

また、TFAは、三和製作所の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、他方で客観的資料である貸借対照表上の純資産に着目して株式価値を算定することは有用であることに鑑み、純資産価額方式とDCF方式による株価算定価値を一定の折衷割合により加重平均する「折衷法」を採用いたしました。三和製作所株式につき、純資産価額方式による算定については、2024年8月末時点の貸借対照表項目を基にして、1株当たりの価値を算出しております。

また、DCF法による算定については、三和製作所が作成した事業計画の予測期間である2025年8月期～2029年8月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定してお

ります。なお、T F Aが DCF 分析による算定の前提とした三和製作所の事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2025年8月期以降、新たに食肉用軟骨検査機の売上が計上されることを予定しているほか、放射線測定装置等の販売も加わることも予定しており大幅な増益となることを見込んでおります。

なお、純資産価額方式とDCF方式の折衷割合につき、三和製作所の将来的な予測については、計画の蓋然性を保守的に捉える一方で、客観性の高い純資産価額方式の折衷割合を高め、純資産価額方式：80%、DCF方式：20%と設定しています。

採用手法	1株あたり算定結果（円）
純資産価額方式とDCF方式の折衷法	102,568 ～ 125,361

上記方式において算定された三和製作所の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	三和製作所	891.89 ～ 1,205.39
市場株価平均法	純資産価額方式とDCF方式による折衷法	

当社はT F Aによる三和製作所の株式価値の算定結果を参考に、三和製作所の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交換における株式交換比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、T F AによるDCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

上記より当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果
891.89 ～ 1,205.39

T F Aは、本株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。T F Aの本株式交換比率の分析は、2025年1月26日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

②算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等

を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、T F Aが算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

算定機関であるT F Aは、当社及び三和製作所の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及び三和製作所は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び三和製作所は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

(1)増加する資本金の額 金 0 円

(2)増加する資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3)増加する利益準備金の額 金 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

以上

株式交換完全子会社である三和製作所の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次項以降をご参照ください。

貸借対照表

令和 6年 8月31日 現在

株式会社三和製作所

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	260,408,972	【流動負債】	104,128,446
現金及び預金	9,516,967	支払手形	6,103,073
売掛金	23,716,627	買掛金	5,348,034
製品	45,735,000	短期借入金	88,386,380
原材料	13,403,243	未払金	1,425,401
仕掛品	148,964,864	未払費用	21,027
建設仮勘定	17,766,771	未払法人税等	72,000
前払費用	5,500	未払消費税等	2,522,000
短期貸付金	1,300,000	預り金	250,531
【固定資産】	50,405,560	【固定負債】	246,006,072
【有形固定資産】	41,764,737	長期借入金	180,942,293
建物	34,108,886	役員等借入金	61,827,279
建物附属設備	2,620,000	長期未払金	3,236,500
構築物	43,090,058	負債の部合計	350,134,518
機械装置	107,930,472	純 資 産 の 部	
車両運搬具	9,773,210	【株主資本】	10,280,014
工具器具備品	3,460,655	資本金	10,000,000
一括償却資産	41,668	利益剰余金	280,014
減価償却累計額	-187,260,212	その他利益剰余金	280,014
土地	28,000,000	別途積立金	1,000,000
【無形固定資産】	2,429,824	繰越利益剰余金	-719,986
電話加入権	352,024		
ソフトウェア	2,077,800		
【投資その他の資産】	6,210,999	純資産の部合計	10,280,014
出資金	20,000		
敷金	3,000,000		
差入保証金	50,000		
長期前払費用	3,117,799		
預託金	23,200		
【繰延資産】	49,600,000		
開発費	49,600,000	負債及び純資産合計	360,414,532
資産の部合計	360,414,532		

損 益 計 算 書

自 令和 5年 9月 1日
至 令和 6年 8月31日

株式会社三和製作所

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	80,990,474	
売 上 高 合 計		80,990,474
【売上原価】		
期 首 製 品 棚 卸 高	22,713,000	
当 期 製 品 製 造 原 価	59,842,005	
合 計	82,555,005	
期 末 製 品 棚 卸 高	45,735,000	
製 品 売 上 原 価		36,820,005
売 上 原 価		36,820,005
売 上 総 利 益 金 額		44,170,469
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		40,027,849
営 業 利 益 金 額		4,142,620
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,018	
受 取 配 当 金	100	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,685,000	
雑 収 入	1,222,518	
受 取 家 賃	360,000	
営 業 外 収 益 合 計		8,268,636
【営業外費用】		
支 払 利 息	5,638,451	
手 形 割 引 料	24,025	
営 業 外 費 用 合 計		5,662,476
経 常 利 益 金 額		6,748,780
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	1	
特 別 損 失 合 計		1
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		6,748,779
法 人 税 等		72,000
当 期 純 利 益 金 額		6,676,779

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 5年 9月 1日
至 令和 6年 8月31日

株式会社三和製作所

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	11,520,000
雑 給	542,420
人 材 派 遣 料	2,818,300
福 利 厚 生 費	642,954
中 退 共 掛 金	816,000
広 告 宣 伝 費	60,000
接 待 交 際 費	265,090
会 議 費	367,682
旅 費 交 通 費	3,286,820
管 理 諸 費	2,195,300
事 務 用 消 耗 品 費	272,927
修 繕 費	210,782
水 道 光 熱 費	2,949,400
新 聞 図 書 費	84,112
諸 会 費	5,000
支 払 手 数 料	2,366,575
リ ー ス 料	3,378,849
保 険 料	2,302,240
租 税 公 課	614,738
減 価 償 却 費	2,942,167
雑 費	2,386,493
販売費及び一般管理費合計	40,027,849

製造原価報告書

自 令和 5年 9月 1日
至 令和 6年 8月31日

株式会社三和製作所

(単位： 円)

科 目	金 額	
【材料費】		
期首材料棚卸高	56,729,378	
当期材料仕入高	10,353,794	
合 計	67,083,172	
期末材料棚卸高	13,403,243	
材料費合計		53,679,929
【労務費】		
賃 金	23,880,766	
雑 給	15,000	
賞 与	3,060,000	
法定福利費	6,924,031	
労務費合計		33,879,797
【製造経費】		
外注加工費	13,375,836	
運 賃	614,008	
通 信 費	200,000	
消 耗 品 費	3,169,896	
修 繕 費	1,929,850	
租 税 公 課	26,800	
リ ー ス 料	570,000	
減 価 償 却 費	933,208	
製造経費合計		20,819,598
総製造費用		108,379,324
期首仕掛品棚卸高		100,427,545
合 計		208,806,869
期末仕掛品棚卸高		148,964,864
当期製品製造原価		59,842,005

株主資本等変動計算書

自 令和 5年 9月 1日
至 令和 6年 8月31日

株式会社三和製作所

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		10,000,000
	当期末残高		10,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
別 途 積 立 金	当期首残高		1,000,000
	当期末残高		1,000,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		-7,396,765
	当期変動額	当期純利益金額	6,676,779
	当期末残高		-719,986
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		-6,396,765
	当期変動額		6,676,779
	当期末残高		280,014
株 主 資 本 合 計	当期首残高		3,603,235
	当期変動額		6,676,779
	当期末残高		10,280,014
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		3,603,235
	当期変動額		6,676,779
	当期末残高		10,280,014

注 記 表

株式会社三和製作所

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

- ・たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用しております。

固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定率法・旧定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物については定額法、平成28年4月1日以後に取得した附属設備については定額法を採用しております。
- ・無形固定資産
定額法を採用しております

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前期末株式数	当期末株式数
発行株式数		
普通株式	800	800
合 計	800	800

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	12,850 円 02 銭
一株当たり当期純利益金額	-14,120 円 29 銭